

糸満市立米須小学校いじめ防止基本方針

平成26年12月11日策定

令和7年3月2日一部変更

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義

いじめ防止法第2条には、いじめの定義が次の通り規定されている。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）第13条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、児童を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校も含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、本校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの早期解決に向けて取り組むものである。

3 いじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ 性的いたづらをされる
- ⑩ 新型コロナウイルスに関する差別や偏見 等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必

要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 本校の現状と課題

本校では、「児童と教師が楽しく通える学校学校」（令和7年度）を目指す学校像として、児童が生き生きと楽しく活動する学校を目指している。児童数は、146名である（令和7年4月現在）。各学年1学級ずつの小規模校で、「教師と児童、児童間のふれあう機会」に恵まれ、児童は、明るく素直で勤労意欲のある子どもたちである。子どもたちは、保育所の頃からほとんどの子が一緒のため、なれ合いになり、お互いのけじめのなさから、友人間の小さなトラブルが生じることもある。

本校では、毎月のアンケートを実施し、気になる児童とは面談をするなどして、いじめの発見につとめている。記載された内容を校内支援委員会で確認し共通確認を行っている。軽微なものと判断せず、被害にあった児童の気持ちを優先し積極的にいじめ認知に努め、その後の経過観察、見守り等を三か月間続けるなどの対応を取っている。

主な内容 ○ 文句やいやなあだなをいわれた ○ 無視された ○ たたかれた
○ 仲間外れにされた ○ ものを隠されたり、落書きされた

5 いじめ防止等に向かう学校の姿勢

(1) いじめの防止	(2) いじめの早期発見	(3) いじめへの対処
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者と一体となった継続的な取組を行うようにする。 ①学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すようにする。 ②児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。 ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。 ④全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するようにする。 ⑤いじめの問題への取組の重要性について地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発をするようにする。	いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童に関係する全ての大人と連携し、児童のささいな変化に気づく力を高め、その発見に努める。 ①ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。 ②いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることに特段に留意するようにする。 ③いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え	いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。 ①家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関と連携するようにする。 ②教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくようにする。 ③学校における組織的な対応を可能とする体制整備をするようにする。

	るようにする。 ④地域、家庭と連携して児童を見守るようにする。	
--	------------------------------------	--

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめを防止するために学校が実施する施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止法・第22条の規定により、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、および専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための常設の組織（「いじめ対策委員会」）を以下の通り置く。

①基本構成員

	基本構成員	備 考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	教務主任	
④	生徒指導主任	いじめ防止担当者
⑤	学級担任	
⑥	養護教諭	教育相談担当

②いじめ対策委員会の開催

いじめ対策委員会は、定期的に確実に開催できるよう本校の教育計画に位置づける。

また、児童からのいじめの訴えがあったときやいじめのおそれがあるとの情報がある場合は、臨時に開催するものとする。

③組織の役割

- ・未然防止の取り組み
- ・いじめ相談・通報を受けつける窓口（電話相談窓口等の周知等を含む）
- ・いじめ疑い、児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発
（HP掲載、入学式・始業式等での児童・保護者への周知）
- ・定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・いじめの認定
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・重大事態への対応

(2) 役割の内容

- ①本基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成に参画する。さらに、校長（委員長）の判断により、保護者や児童の代表、地域住民等に協力を依頼する場合がある。
- ②本基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかについてチェックリストを作成しそれを基に点検し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行うようにする。
- ③いじめの事実確認の実施とその判断を行う。また、組織的にいじめの早期解決に向けて対応するようにする。
- ④いじめの相談、情報等は、すべて本組織に集まることになる。特に、その情報と相談内容の第一報は、生徒指導主任にできる限り早く集まるようにする。また、教職員及び児童以外からの情報・相談窓口

の責任者は教頭（副委員長）が務める。その情報も生徒指導主任とできる限り早く共有するようにする。

- ⑤情報の記録・管理の責任者は、教頭（副委員長）が務める。集められた情報は、個別の児童ごとに記録整理・保管し、その実務は教頭（副委員長）が担うようにする。
- ⑥糸満市教育委員会の判断により、学校が重大事態のその調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応するようにする。

（３）機能的な組織体制

本基本方針並びに組織が機能するかどうかは、教職員の組織体制の機能性によるところが大きい。計画が画餅に帰すことにならないように、常日頃から教職員組織の機能性を高め、スピード感のある組織的対応が実現できるようにする。

- ①いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応するようにする。
- ②児童、保護者、地域の方、教職員別に、相談窓口と相談方法（手段）について周知するとともに、受けた情報や相談は、いじめ対策委員会にできるだけ早く集まるようにする。
- ③いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素から対応の在り方について、すべての教職員で具体的に共通理解を進め、さらに、職員会議、校内研修、日常的な教育活動を通じて、教職員間の連携と連帯を深めていくようにする。
- ④必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめの問題の解決を図るようにする。
- ⑤教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図るようにする。
- ⑥組織的に取組を実行できているかについてチェックリストを作成し、それを利用して点検し、結果を共有し改善を図っていくようにする。

（４）学校におけるいじめ防止等に関する措置

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための防止に、全ての教職員が取り組むことから始める。重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

①いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを、校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を行うようにする。
- ・児童に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成するようにする。
- ・何がいじめなのかを具体的に列挙し、目につく場所に掲示して、常日頃から具体的に認識を共有するようにする。
- ・スクリーニングを活用し、児童の実態把握に努め早期発見・早期対応につなげる。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むようにする。
- ・幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちに共感できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養うようにする。
- ・自他の意見の相違に対して、互いを認め合いながら建設的に調整し解決する機会や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、児童が円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てるようにする。

③いじめが生まれる背景を踏まえた指導

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分りやすい授業づくりを進めるようにする。
- ・学級や学年間等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できるように留意して集団づくりを進めるようにする。
- ・ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散、ストレスマネジメント等ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。
- ・「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識や発言を含め、教職員及び児童による不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払うようにする。
- ・障害（発達障害を含む）について適切に理解した上で、児童に対する指導に当たるようにする。

④自己有用感や自己肯定感の育成

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会に留意し、児童の自己有用感を高めるようにする。
- ・教職員、家庭や地域の人々など、幅広い大人から認められているという思いを児童が得られるよう工夫するようにする。
- ・三和地区小学校や中学校で適切に連携して取り組む機会や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを、自己有用感や自己肯定感の育成に向けて積極的に設けるようにする。
- ・児童自らが長い見通しの中で、自己の成長発達を感じ取り自らを高めることができるように、計画的に自己評価・自己省察の機会を設定するようにする。

⑤いじめについての児童の主体的な学び・取組

- ・いじめの問題について児童自身が主体的に考え、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進するようにする。
- ・「いじめられる側にも問題がある」、「大人にいつける（チク）ことは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は、いじめについての誤った考えであることを学ぶようにする。
- ・ささいな嫌がらせや意地悪が、しつこく繰り返されたり、大勢で行ったりすることはいじめであり、そのようないじめが及ぼす深刻な精神的被害について学ぶようにする。
- ・教職員は、児童会がいじめの防止に取り組む意義を児童一人一人が理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は児童の主体的な取組を支えるようにする。

（５）いじめの早期発見にむけての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な発見に取り組む。重点的な取組事項・内容は以下の通りである。

- ①毎月のアンケート調査や教育相談、スクリーニングの実施等により、いじめの実態把握に取り組むようにする。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるようにする。
- ②児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するようにする。
また、教育相談等で得た児童の個人情報については、管理職の管理の下で管理し取り扱うようにする。
- ③児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検するようにする。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するようにする。
- ④定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりするようにする。

	取組事項・校内研修等	教職員におけるいじめ防止等の手立て
4 月	・新学級担任へのいじめ認知案件と いじめ解消時期の引継ぎ ・1 学期始業式の出席確認 ・校内研修（いじめ防止基本方針） ・いじめ対策委員会 ・校内支援員会 ・スクリーニング実施に向けた共通 確認とスケジュールの確認	・いじめ防止に向けた共通理解 ・未然防止に向けたいじめに関する学級指導 ・被害児童 加害児童 傍観者への指導 ・問題行動発生の際は、管理職へ報告 保護者（被害児童、加害児童必要に応じて傍観 者児童）への報告 ・いじめの実態把握 ・児童の情報交換と共通理解 ・報告、連絡、確認、記録の確認 ・問題行動マニュアルの確認
5 月	・連休指導 ・ i チェック ・いじめアンケート（4 月分） ・いじめ対策委員会（4 月分） ・校内支援員会（4 月分） ・スクリーニングについての説明	・学校生活についての調査 ・いじめの実態把握 ・児童の情報交換と共通理解
6 月	・いじめアンケート（5 月分） ・いじめ対策委員会（5 月分） ・校内支援員会（5 月分） ・教育相談旬間① ・教育相談アンケート調査② ・スクリーニングシート入力 ・スクリーニング会議（1 回目）	・学校や家庭で困ったり、悩んだりしていること 等について相談 ・いじめの実態把握 ・児童の情報交換と共通理解 ・スクリーニング調査を丁寧に実施し、全職員体 制で気になる児童を見逃さない対応
7 月	・いじめアンケート（6 月分） ・いじめ対策委員会（6 月分） ・校内支援員会（6 月分） ・チーム会議に向けての資料作成 ・チーム会議（第 1 回） ・夏休みの過ごし方指導 ・非行防止教室（1～6 年） ・いじめアンケート（7 月分） ・いじめ対策委員会（7 月分） ・校内支援員会（7 月分） ・個人面談	・保護者との情報交換、相談、いじめ防止の啓発 ・いじめの実態把握 ・児童の情報交換と共通理解 ・チーム会議へ参加した糸満市教育委員会、こど も未来課、スクールカウンセラー、教育相談員 との共通確認とつながりを丁寧に行う
8 月	・校内支援員会 ・校内研修（生徒指導）	・児童の情報交換と共通理解 ・児童理解と問題行動への対応
9 月	・2 学期始業式の出席確認 ・夏休み事後指導 ・いじめアンケート（8 月分） ・いじめ対策委員会（8 月分） ・校内支援員会（8 月分） ・サイバー犯罪被害防止教室 3～6 年	・欠席児童の所在確認 ・児童の情報交換や問題行動への対応 ・いじめの実態把握 ・児童の情報交換と共通理解 ・未然防止に向けたいじめに関する学級指導
10 月	・いじめアンケート（9 月分） ・いじめ対策委員会（9 月分） ・校内支援員会（9 月分） ・教育相談旬間② ・教育相談アンケート調査②	・いじめの実態把握 ・児童の情報交換と共通理解

1 1 月	・ 個人面談 ・ いじめアンケート（10 月分） ・ いじめ対策委員会（10 月分） ・ 校内支援員会（10 月分） ・ スクリーニングシート入力 ・ スクリーニング会議（2 回目）	・ 学校や家庭で困ったり、悩んだりしていること等について相談 ・ 教育相談の結果の含めて、日頃の児童の実態を保護者と共有 ・ いじめの実態把握 ・ 児童の情報交換と共通理解
1 2 月	・ いじめアンケート（11 月分） ・ いじめ対策委員会（11 月分） ・ 校内支援員会（11 月分） ・ チーム会議に向けての資料作成 ・ チーム会議（第 2 回） ・ 学級保護者会 ・ 冬休みの過ごし方指導 ・ いじめアンケート ・ 校内支援員会 ・ スクリーニング ・ いじめアンケート（12 月分） ・ いじめ対策委員会（12 月分） ・ 校内支援員会（12 月分）	・ 学校・家庭での情報交換、いじめ防止の啓発 ・ 家庭や地域での過ごし方指導、相談窓口の紹介 ・ いじめの実態把握 ・ 児童の情報交換と共通理解 ・ チーム会議へ参加した糸満市教育委員会、こども未来課、スクールカウンセラー、教育相談員との共通確認とつながりを丁寧に行う
1 月	・ 3 学期始業式の出席確認	・ 欠席児童の所在確認 ・ いじめの実態把握 ・ 児童の情報交換と共通理解
2 月	・ 学校防止基本方針の見直し ・ いじめアンケート（1 月分） ・ いじめ対策委員会（1 月分） ・ 校内支援員会（1 月分） ・ スクリーニングシート入力 ・ スクリーニング会議（3 回目） ・ チーム会議に向けての資料作成	・ P D C A サイクル ・ いじめの実態把握 ・ 児童の情報交換と共通理解
3 月	・ 春休みの過ごし方指導 ・ いじめアンケート（2 月分） ・ いじめ対策委員会（2 月分） ・ 校内支援員会（2 月分） ・ チーム会議（第 3 回）※必要に応じて ・ いじめアンケート（3 月分） ・ いじめ対策委員会（3 月分） ・ 校内支援員会（3 月分）	・ 家庭や地域での過ごし方指導、相談窓口の紹介 ・ いじめの実態把握 ・ 児童の情報交換と共通理解 ・ チーム会議へ参加した糸満市教育委員会、こども未来課、スクールカウンセラー、教育相談員との共通確認とつながりを丁寧に行う ・ 次年度に向けた引継ぎの確認

（6）いじめ事案への適切な対処のあり方

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応するようにする。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保するようにする。

- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有するようにする。
- ・発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」を中心に、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うようにする。
- ・いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って糸満市教育委員会に報告するとともに、「いじめ対策委員会」より、被害・加害児童の保護者に連絡するようにする。
- ・学校や糸満市教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署（糸満署）と相談して対処するようにする。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるようにする。

②いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意しながら、いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行うようにする。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分配慮し、保護者に対しては、家庭訪問等により、すみやかに事実関係を伝えるようにする。
- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保するようにする。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくるとともに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー）、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取り組むようにする。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うようにする。

③いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるようにする。なお、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分配慮して対応するようにする。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようにする。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するようにする。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするようにする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えるとともに、その際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

④いじめがおきた集団への働きかけ（傍観者）

- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるようにする。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにするとともに、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していくようにする。

⑤インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようにする。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるとともに、早期発見の観点から、糸満市教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努めるようにする。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知するようにする。
- ・パスワード付きサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくようにする。

2 重大事態への対処

いじめ防止法第28条の規定により、糸満市教育委員会又は本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該糸満市教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」に該当するいじめとは、次のようなものをさす。

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※「児童等、保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」についても、重大事態への対応をスタートさせる。

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする。

（１）基本構成員

	基本構成員	備 考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	教務主任	
④	生徒指導主任	いじめ防止担当者
⑤	学級担任	
⑥	養護教諭	教育相談担当
⑦	スクールカウンセラー	調整中
⑧	生徒指導担当指導主事	調整中

⑨	スクールソーシャルワーカー	調整中
⑩	P T A会長	
⑪	地区補導員	調整中

①～⑥は、いじめ対策委員会メンバーでもあり、校長（委員長）により、事案に応じて会議の参加を依頼する。また、事案に応じて、校長（委員長）より、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

（２）役割の内容

①重大事態に係る調査主体

- ア 重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、学校は、直ちに糸満市教育委員会に報告し、糸満市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断するようにする。
- イ 学校が主体となっていく場合と、糸満市教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は、（１）のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようにする。

②事実関係を明確にするための調査の実施

- ア 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。学校と糸満市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るようにする。
- イ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）に整理して記録するようにする。
- ウ 糸満市教育委員会や学校に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。学校は、糸満市教育委員会及び関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、糸満市教育委員会など関係機関と適切に連携したりして対応に当たるようにする。
- エ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。
- オ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにする。
- カ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

③その他留意事項

- ア 学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合が想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。その際には、第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うようにする。
- イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、十分に留意するようにする。
- ウ 糸満市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すため

の支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意するようにする。

④ 調査結果の提供及び報告

- ア 学校は糸満市教育委員会と確認しあいながら、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をするようにする。
- イ 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するようにする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなないようにする。
- ウ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるようにする。
- エ 調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて糸満市長等に送付するようにする。

3 校内研修の充実

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容の対象は、以下の通りである。

- ① 学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
- ② いじめの防止の対策と取組
- ③ いじめの早期発見の対策と取組
- ④ いじめへの対処の対策と取組
- ⑤ 組織的体制の構築と機能の対策と取組
- ⑥ 家庭や地域との連携の取組
- ⑦ 関係機関との連携の取組

4 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止法第 3，8，17，27 条等の規定により、学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目・内容は、以下の通りである。

- ① 本基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- ② 家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- ③ 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- ④ 警察との情報交換・共有を通じて、児童の状況と対策について協議を行うようにする。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル教室等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。なお、状況に応じて地区補導員等の効果的な活用を検討するようにする。
- ⑤ 児童相談所や福祉部局（児童家庭課？）等とサポート会議等を開催し、児童の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。また、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現できるようにする。
- ⑥ 法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。

⑦主な関係機関・相談窓口

ア 沖縄県警本部少年課少年サポートセンター

(電話：862-0110(3095) 時間：月～金 09:30～18:15)

イ 糸満警察署 (TEL(098)995-0110)

ウ 沖縄県中央児童相談所 (098-886-2900)

エ 南部福祉保健所 (098-889-6351)

オ 糸満市児童家庭課 (098-840-8131)

カ 糸満市教育委員会 (098-840-8165)

キ 那覇地方法務局 (098-854-7950)

5 検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うようにする。

特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の状況を十分踏まえて目標設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下の通りである。

①いじめの防止およびいじめの早期発見の取組状況

在籍する児童に対する定期的な調査の実施状況、在籍する児童およびその保護者並びに当該学校の教職員がいじめにかかわる相談を行うことができる体制など。

②いじめへの対処の取組状況

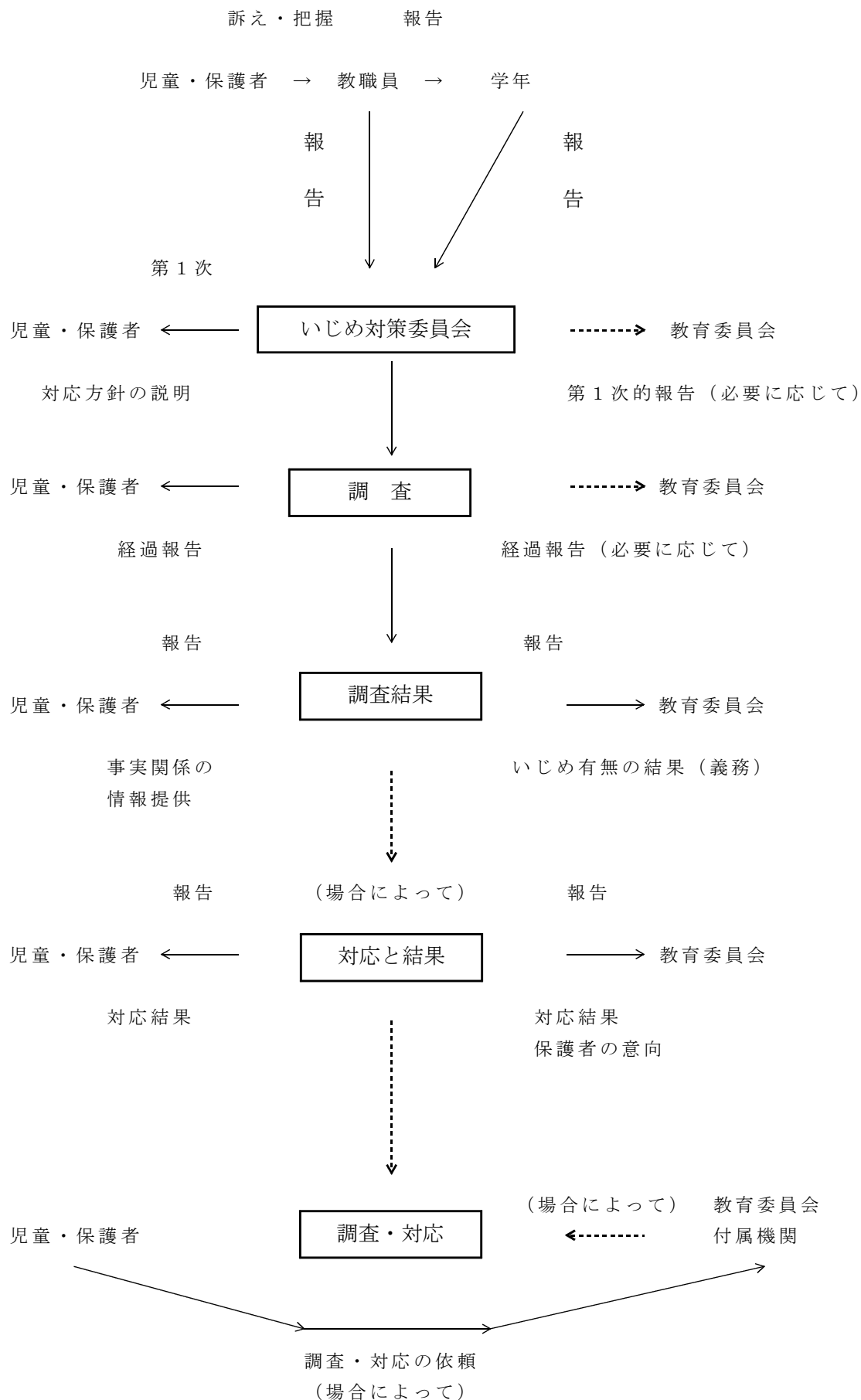
いじめの訴えがあった場合の事実確認と糸満市教育委員会への報告状況、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援状況、いじめを行った児童に対する指導状況、いじめを行った児童の保護者に対する助言状況など。

③組織的体制の機能と組織的取組の状況

いじめ対策委員会の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組状況など。

「いじめ発生時の通常対応等の展開」【通常対応】フローチャート（シート参照）

「いじめ発生時の通常対応等の展開」



「重大事態発生の事案対処等の展開」【重大事態対応】フローチャート（シート参照）

「重大事態発生の事案対処等の展開」

